

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(令和4年橋本市条例第11号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過処置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p> <p>3 <u>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過処置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。